

岩手県告示第778号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定により、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会を次のとおり実施する。

平成23年12月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 講習会の期間及び場所

(1) 期間 平成24年2月1日(水)から同月22日(水)まで

(2) 場所 胆沢郡金ヶ崎町六原 岩手県立農業大学校

2 対象家畜の種類 牛

3 講習人員 15人

4 受講手続等

(1) 受講手続 受講希望者は、家畜人工授精に関する講習会等に関する規程（昭和35年岩手県告示第328号）第6条に規定する書類を平成24年1月16日(月)までに最寄りの広域振興局の農政部、農政部農林振興センター、農林部又は農林部農林振興センターに提出すること。

(2) 受講者の決定 受講希望者について、所要の審査を行い当該希望者に受講の諾否を通知する。

(3) 受講料 45,000円 支払い方法については、受講の諾否とともに通知する。

5 その他 本講習会は、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会のうち、家畜体内受精卵移植に関するもので、牛の家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格している者を対象とする。詳細については、最寄りの広域振興局の農政部、農政部農林振興センター、農林部又は農林部農林振興センターに問い合わせること。